

北海道アルコール健康障害対策推進会議「計画部会」設置要綱

(設置)

第1条 アルコール健康障害の現状分析や施策の評価を行い、本道における総合的なアルコール健康障害対策について検討するため、「北海道アルコール健康障害対策推進会議設置要綱」第6条の規定に基づき、北海道アルコール健康障害対策推進会議（以下、「推進会議」という。）に「計画部会」（以下、「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

- (1) 北海道アルコール健康障害対策推進計画に関すること
- (2) 北海道内のアルコール健康障害の現状及び課題等の分析に関すること
- (3) その他、部会の検討に関し必要な事項

(構成機関)

第3条 部会は、別表に掲げる構成機関で構成する。

(部会の開催)

第4条 部会の開催は保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課精神医療担当課長（以下、「担当課長」という。）が決定し、次に掲げる事項をあらかじめ通知するものとする。

- (1) 部会の日時及び場所
- (2) 議事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

(議事進行)

第5条 部会の議事進行は担当課長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、担当課長は部会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。
- 3 部会の会議は必要に応じて推進会議構成機関や関係機関等の職員及びオブザーバーを出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、担当課長が定める。

附則

この要綱は平成28年11月21日から施行する。

附則

この要綱は令和2年5月29日から施行する。

附則

この要綱は令和3年5月10日から施行する。

附則

この要綱は令和3年6月29日から施行する。

北海道アルコール健康障害対策推進会議 計画部会構成機関

区分	構成機関名
保健・医療・福祉関係機関	北海道医師会
	北海道精神科病院協会
	北海道精神神経科診療所協会
	北海道医療ソーシャルワーカー協会
	日本アルコール関連問題ソーシャルワーカー協会北海道支部
	北海道保険者協議会
	北海道立精神保健福祉センター
	札幌こころのセンター
	依存症治療拠点機関
	北海道作業療法士会
	北海道産業保健総合支援センター
大学・研究機関	札幌医科大学医学部神経精神医学講座
	北海道アルコール保健医療と地域ネットワーク研究会
警察・消防機関	北海道警察本部
教育関係機関	北海道教育委員会
当事者団体・回復施設	北海道断酒連合会
	青十字サマリヤ会
酒類製造販売業関係団体	北海道小売酒販組合連合会